



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 30 日 (木曜日) 第 126 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 ( " ) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定 ( " ) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定 (2件) (自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定解除 ( " ) 2	
○保安林の指定予定の通知 ( " ) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録 (森林経営課) 2	
○公有水面埋立ての免許 (漁村振興課) 3	

○道路の供用の開始 (2件) (道路保全課) 3	
<b>公 告</b>	
○土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (管理課) 4	
○基本測量の実施の通知 ( " ) 5	
<b>人事委員会公告</b>	
○令和 2 年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施 5	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員指導教育責任者講習の実施について 5	
<b>労働委員会告示</b>	
○労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定 6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 631号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
なかむら整形外科クリニック	都城市平江町 5 街区 11 号	令和 2 年 6 月 30 日
福原薬局曾根店	日向市曾根町 1 丁目 1 57 番地	令和 2 年 6 月 30 日

### 宮崎県告示第 632号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 2 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
さいとう耳鼻咽喉科	西都市大字右松 2221 番地 1	令和 2 年 6 月 30 日

### 宮崎県告示第 633号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
なかむら整形外科クリニック	都城市平江町 5 街区 11 号	令和 2 年 7 月 1 日
せきもと整形外科	日向市大字財光寺字松立 1438	令和 2 年 7 月 1 日
メディカル薬局北町店	日向市北町 1 丁目 51 番 2	令和 2 年 7 月 1 日
トロン薬局日向	日向市大字財光寺字松立 1445 番地 8	令和 2 年 7 月 1 日
そね薬局	日向市曾根町 1 丁目 1 57 番地	令和 2 年 7 月 1 日

### 宮崎県告示第 634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520400377	グループホームひなたハウス	日南市南郷町中村乙4891番地	NPO法人福祉作業所・ひなたっこ	日南市南郷町中村甲 198番地	令和2年7月15日	共同生活援助

**宮崎県告示第 635号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字武射田6255、6279、6281-1、6281-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字武射田6255・6279・6281-1・6281-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 636号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字平山3202-1・3207（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 637号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る民有林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字通山村5437-1・5437-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 638号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字植田269（次の図に示す部分に限る。）、269-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 639号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1376	三笠 功二	採取	幼苗の育	三笠 功二

宮崎市吉村町宮ノ前甲2141番地7	、精選	成、幼苗以外の苗木の育成	宮崎市吉村町宮ノ前甲2141番地7	⑥の地点	⑤の地点から	180度16分13秒	15.80mの地点
				⑦の地点	⑥の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
				⑧の地点	⑦の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
				⑨の地点	⑧の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
				⑩の地点	⑨の地点から	180度16分13秒	12.60mの地点
				⑪の地点	⑩の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
				⑫の地点	⑪の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
				⑬の地点	⑫の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
				⑭の地点	⑬の地点から	180度16分13秒	21.20mの地点
				⑮の地点	⑭の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
				⑯の地点	⑮の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
				⑰の地点	⑯の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
				⑱の地点	⑰の地点から	180度16分13秒	11.19mの地点

**宮崎県告示第 640号**  
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。  
令和2年7月30日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許の年月日及び番号  
令和2年7月17日  
シレイ 26755-1180

2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所  
宮崎県  
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 河野俊嗣  
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域  
(1) 位置  
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字下納屋8807番53、56の地先公有水面  
(2) 区域  
別表1の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ昭和59年10月17日付け宮崎県シレイ第268-254号及び平成2年11月6日付け宮崎県シレイ第268-532号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.33mより決定）により囲まれた区域  
(3) 面積  
860.25㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域  
(1) 位置  
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字下納屋8807番41、49、50、53、56、8807番41に接する無番地及び9098番22、61の地内並びに地先公有水面  
(2) 区域  
別表2の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結んだ線により囲まれた区域  
(3) 面積  
16,182.85㎡

5 埋立地の用途  
漁港施設用地

別表1

地点	地点の位置
①の地点	3級基準点基-4（北緯32度28分20秒、東経131度39分33秒（以下「基点」という。）から 253度58分54秒 176.37mの地点
②の地点	①の地点から 180度16分13秒 84.20mの地点
③の地点	②の地点から 270度16分13秒 1.00mの地点
④の地点	③の地点から 180度16分13秒 2.00mの地点
⑤の地点	④の地点から 90度16分13秒 1.00mの地点

別表2

地点	地点の位置
イの地点	基点から 261度00分07秒 120.86mの地点
ロの地点	イの地点から 180度16分13秒 209.44mの地点
ハの地点	ロの地点から 277度21分02秒 79.73mの地点
ニの地点	ハの地点から 0度16分13秒 199.61mの地点

**宮崎県告示第 641号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、令和2年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和2年7月30日  
宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波埴427番1地先から同郡同町同大字同字429番1地先まで	令和2年7月30日

**宮崎県告示第 642号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、令和2年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和2年7月30日  
宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷上 渡川字橋野 原3072番1 地先から同 郡同町南郷 上渡川同字 3088番3地 先まで	令和2年7月30日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から令和2年7月7日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因とな った事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (特-29)第5521号	(有)吉鷹建設	吉鷹 司郎	宮崎県西都 市妻町2- 70	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和2年6月9日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 12295号	早田社寺	早田 道弘	宮崎県延岡 市北川町長 井8151-24	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和2年6月12日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 12829号	Kデザイン	濱田 和仁	宮崎県都城市 甲斐元町 3-26	一般	内装仕上工事業	令和2年6月11日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 12863号	白谷工務店	白谷 修	宮崎県都城市 美川町22 19-3	一般	大工工事業	令和2年6月19日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 13195号	(有)マエムラハウスマンテナンス	前村 幸夫	宮崎県宮崎 市堀川町 1 95	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和2年6月25日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13556号	(株)江口防災設備	江口 ミチ子	宮崎県都城市 高崎町大 牟田2034- 2	一般	管工事業、消防施設工事業	令和2年6月4日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月4日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-31)第 13854号	(株)テクノマネージ	増田 哲男	宮崎県宮崎 市佐土原町 下田島4888 -1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和2年6月1日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-29)第 456号	(株)山崎産業	山崎 司	宮崎県延岡 市貝の畑町	特定	管工事業、造園工事業	令和2年6月9日付けで廃業した旨の届け	令和2年6月9日 (一部廃業)

			2903			業した旨の届け	
宮崎県知事許可 (般-28)第792号	(株)大成工務店	谷村 一成	宮崎県都城市高城町穂満坊 312-3	一般	建築工事業、大工工事業	令和2年6月2日付で廃業した旨の届け	令和2年6月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第5628号	(株)栄建工業	湯浅 秀文	宮崎県宮崎市大工3-89-1	一般	防水工事業	令和2年6月3日付で廃業した旨の届け	令和2年6月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-27)第5628号	(株)栄建工業	湯浅 秀文	宮崎県宮崎市大工3-89-1	特定	建築工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和2年6月3日付で廃業した旨の届け	令和2年6月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第7425号	(有)谷口水道	谷口 恵美子	宮崎県宮崎市田野町乙7728-24	一般	管工事業	令和2年6月12日付で廃業した旨の届け	令和2年6月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第8310号	(有)ひなた	岩切 房巳	宮崎県宮崎市大橋2-8-1	一般	塗装工事業	令和2年6月1日付で廃業した旨の届け	令和2年6月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第8625号	(有)日榮工務店	今村 信義	宮崎県宮崎市大字郡司分甲2865	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装工事業	令和2年6月26日付で廃業した旨の届け	令和2年6月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第13947号	(株)九州建設サポート	蛸原 猛	宮崎県宮崎市大字大瀬町 359	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和2年6月22日付で廃業した旨の届け	令和2年6月22日 (一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和2年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 作業の種類

基本測量(空中写真撮影)

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から簡易オルソ画像を作成する。

#### 2 作業地域

宮崎市、日南市、日向市、串間市、西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町

#### 3 作業期間

令和2年9月18日から令和3年3月31日まで

## 人事委員会公告

令和2年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和2年7月30日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

## 公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和2年7月30日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀 子

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和2年10月12日(月) から10月15日(木)まで	20人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該

警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者  
 (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
 宮崎県技能検定センター  
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	令和2年8月17日（月）から8月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(4) 2の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(1) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(4) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 2 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）第 5 条第 2 項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲（平成30年宮崎県労働委員会告示第 2 号）は、廃止する。

令和 2 年 7 月 30 日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

1 地方公営企業等の名称

宮崎県企業局

2 組合の名称又は表示

宮崎県公営企業労働組合

3 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	副局長 技監 課長 室長 課長補佐（課長不在の場合その職務を代行する者 1 名に限る。） 総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）
北部管理事務所	所長 副所長

4 認定年月日

令和 2 年 7 月 20 日